

イーストスプリング・インド株式オープン

追加型投信／海外／株式



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- 本書(交付目論見書)は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
- 本書には投資信託約款の主な内容が含まれていますが、投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの販売会社、基準価額等につきましては、以下の委託会社の照会先までお問い合わせください。

<委託会社> [ファンドの運用の指図を行う者]

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社 金融商品取引業者登録番号：関東財務局長(金商)第379号

ホームページアドレス <https://www.eastspring.co.jp/>

電話番号 03-5224-3400 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

<受託会社> [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

三菱UFJ信託銀行株式会社

| 商品分類 | | | 属性区分 | | | | |
|---------|--------|---------------|-------------------|------|--------|--------------|-------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産(収益の源泉) | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
| 追加型投信 | 海外 | 株式 | その他資産(投資信託証券(株式)) | 年1回 | アジア | ファンド・オブ・ファンズ | なし |

※商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)にてご覧いただけます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

■本書により行う「イーストスプリング・インド株式オープン」(以下「当ファンド」といいます。)の募集につきましては、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年12月25日に関東財務局長に提出しており、2025年12月26日にその届出の効力が生じております。

■当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。

■投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

■請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます。販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、当該請求を行った旨をご自身で記録しておくようしてください。

<委託会社の情報>

| | |
|--------------------|------------------------|
| 委 託 会 社 名 | イーストスプリング・インベストメント株式会社 |
| 設 立 年 月 日 | 1999年12月1日 |
| 資 本 金 | 649.5百万円(2025年9月末現在) |
| 運用する投資信託財産の合計純資産総額 | 8,698億円(2025年9月末現在) |

1 ファンドの目的・特色

ファンドの目的

当ファンドは、主としてインドの金融商品取引所に上場されている株式を主な投資対象とする投資信託証券に投資を行い、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

※本書において、投資信託または外国投資信託の受益証券および投資法人または外国投資法人の投資証券を「投資信託証券」といいます。

ファンドの特色

1 主としてインドの金融商品取引所に上場されている株式に実質的に投資を行います。

- モーリシャス籍外国投資法人「イーストスピリング・インベストメンツ・インディア・エクイティ・オープン・リミテッド」(以下「インディア・エクイティ・オープン」ということがあります。)(米ドル建て)への投資を通じて、主としてインドの金融商品取引所に上場されている株式に実質的に投資を行います。

「インディア・エクイティ・オープン」の特徴

- インドの金融商品取引所に上場されている株式を主要投資対象とし、中長期的なトータル・リターンの最大限の獲得を目指した運用を行います。投資対象とする株式のADR(米国預託証書)やGDR(グローバル預託証書)に投資を行うこともあります。
- アジア株式の運用で実績のあるイーストスピリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッドが、運用を行います。
- グループのインド株式投資に関する専門知識と豊富な経験を活用しつつ、ボトムアップ・アプローチを基本としたアクティブ運用により、超過収益の獲得を目的として、信託財産の中長期的な成長を目指した運用を行います。

運用プロセス

インドの金融商品取引所に上場されている株式等

投資アイディアの創出

- 時価総額や流動性等も考慮しつつ、バリュエーション指標に基づき割安な銘柄をシステムatに抽出し、分析対象銘柄を選別

ファンダメンタル分析

- 企業訪問や定性・定量評価によるファンダメンタル分析に基づき、中期的な企業業績と現在の株価との乖離等を評価し、投資対象銘柄を絞り込み(個別銘柄の選択)

ポートフォリオ構築

- ボトムアップ・アプローチにより厳選した銘柄から、業種配分等の多様な観点に基づいてリスクとリターンの最適化を行い、長期的な視点でポートフォリオを構築

リスク管理・モニタリング

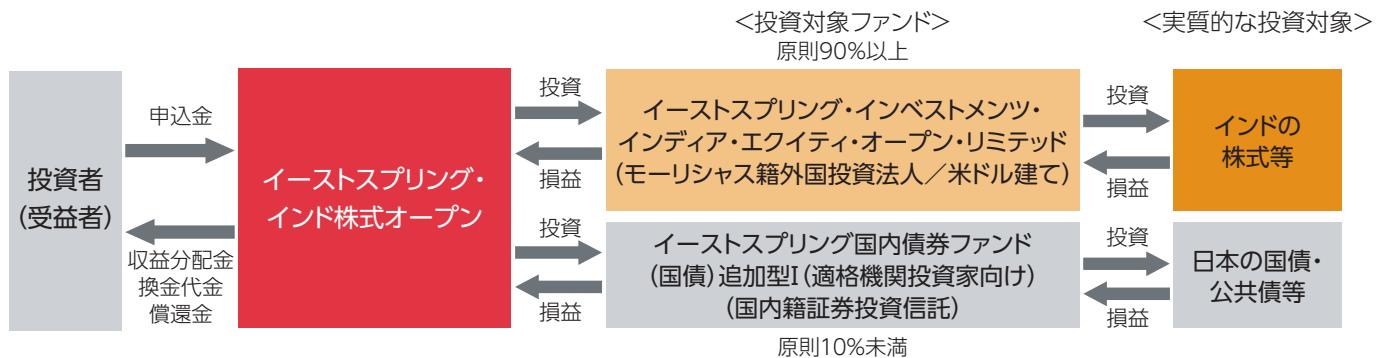
- 運用プロセスの一貫性の確認およびパフォーマンスの検証のために、継続的なポートフォリオのリスク管理・モニタリングを行う

※上記の運用プロセスは今後変更される場合があります。

2 ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

ファンドの仕組み

当ファンドは、複数の投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。



※原則として「イーストスプリング・インベストメンツ・インディア・エクイティ・オープン・リミテッド」への投資比率を高位に保ちます。

※ファンドは実質的にインドの株式に投資するため、その基準価額は株式の値動きに加え、主に円対インドルピーの為替相場の動きに影響を受けます。

<追加的記載事項>

以下の記載事項は、2025年9月末現在、委託会社が知り得る情報に基づいており、今後記載内容が変更される場合があります。

投資対象ファンドの概要

| | | | |
|------------|--|--|-----|
| ファンド名 | イーストスプリング・インベストメンツ・インディア・エクイティ・オープン・リミテッド | | |
| 形態 | モーリシャス籍外国投資法人／オープン・エンド型 | 表示通貨 | 米ドル |
| 主な投資対象 | インドの金融商品取引所に上場されている株式 | | |
| ベンチマーク | MSCI India Total Return Net Index (MSCIインド指数(税引き後配当再投資)) ^{※1} | | |
| ファンドの関係法人 | 運用会社 | イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッド | |
| | 管理会社 | Vistra Alternative Investments (Mauritius) Limited | |
| 申込手数料 | ありません。 | | |
| 運用報酬 | (純資産額50百万米ドル以下の部分) | 年率0.35% | |
| | (純資産額50百万米ドル超の部分) | 年率0.30% | |
| 管理報酬 | 年率0.25%程度 | | |
| その他の費用・手数料 | 有価証券売買時の売買委託手数料、現地税務代理人費用等がかかります。 | | |
| 設立日 | 2004年9月29日 | | |
| 決算日 | 毎年8月31日 | | |

| | | | |
|------------|---|---------------------------------|-----|
| ファンド名 | イーストスプリング国内債券ファンド(国債)追加型I(適格機関投資家向け) | | |
| 形態 | 国内籍証券投資信託／適格機関投資家私募 | 表示通貨 | 日本円 |
| 主な投資対象 | 日本の国債、政府保証債、地方債 | | |
| ベンチマーク | ICE BofA 国債インデックス(1-10年債) ^{※2} | | |
| ファンドの関係法人 | 委託会社 | イーストスプリング・インベストメンツ株式会社 | |
| | 投資顧問会社 | イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッド | |
| | 受託会社 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 | |
| 申込手数料 | ありません。 | | |
| 信託報酬 | 年率0.22%(税抜0.2%) | | |
| その他の費用・手数料 | 監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料等がかかります。 | | |
| 設定日 | 2002年8月26日 | | |
| 決算日 | 毎年2月25日(休業日の場合は翌営業日) | | |

※1 MSCI指数はMSCI Inc.が算出している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

※2 ICEの指標データは、ICE Data Indices, LLC、その関係会社(以下「ICE Data」)及び／またはその第三者サプライヤーの財産です。ICE Data及びその第三者サプライヤーは、その使用に関して一切の責任を負いません。

* モーリシャス籍外国投資法人「イーストスプリング・インベストメンツ・インディア・エクイティ・オープン・リミテッド」(以下「インディア・エクイティ・オープン」)の投資家は、「インディア・エクイティ・オープン」において破綻・不履行等が発生した場合にも、モーリシャスの法的補償の対象となることはありません。

モーリシャス金融サービス委員会は、「インディア・エクイティ・オープン」の財務健全性、あるいは関連して作成される報告書もしくは意見表明等についての正確性を保証するものではありません。

3 インド株式投資に関するイーストスプリング・インベストメントの属するグループの運用力を活用します。

- ▶ 「インディア・エクイティ・オープン」の運用は、アジア株式の運用拠点であるイーストスプリング・インベストメント(シンガポール)リミテッドが行います。
- ▶ イーストスプリング・インベストメント(シンガポール)リミテッドは、グループ内のインド株式投資に関する専門知識と豊富な経験を最大限活用して運用を行います。

<充実したアジアのネットワーク>



(2025年9月末現在)

- ◆ イーストスプリング・インベストメント(シンガポール)リミテッドは、グループ内のアジア各国・地域の運用会社と連携して運用を行っています。
- ◆ イーストスプリング・インベストメントの属するグループは、アジアにおける15の国や地域で生命保険および資産運用事業を展開しています。インドでは1998年からICICI銀行*傘下の運用会社を合弁会社とし、インドにおける資産運用事業に注力しています。
- ◆ 運用戦略の分析や個別銘柄の選択に際しては、上記インド現地のグループ会社からのリサーチ情報等を活用します。

*ICICI銀行はインド最大級の民間銀行です。2025年6月末現在、総資産は約21兆2,383億ルピー(約35兆7,059億円、1ルピー=1.681円で換算)に上ります。 出所：ICICI銀行 ホームページ

4 原則として、為替ヘッジを行いません。

- ▶ 実質的に組入れた外貨建資産について、原則として為替ヘッジは行いません。
そのため、為替相場の変動の影響を受けることになります。

収益分配方針

- 原則として毎年9月30日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等から、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。
- 分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

2 投資リスク

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて主に値動きのある有価証券に投資するため、当ファンドの基準価額は投資する有価証券等の値動きによる影響を受け、変動します。また、外貨建資産に投資しますので、為替変動リスクもあります。したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。

<基準価額の変動要因となる主なリスク>



株価変動リスク

株式の価格は、内外の政治経済情勢、株式を発行する企業の業績および信用状況等の変化の影響を受け変動します。当ファンドは主に株式に実質的に投資を行いますので、基準価額は株価変動の影響を受けます。



為替変動リスク

当ファンドは、実質的に組入れた外貨建資産について原則として為替ヘッジを行いませんので、為替レートの変動の影響を受けます。為替相場が円高方向に変動した場合には、基準価額の下落要因となります。



信用リスク

有価証券の発行者の経営・財務状況やそれらに対する外部評価の悪化により、組入れた有価証券の価格が大きく下落し、基準価額の下落要因となる場合があります。



流動性リスク

組入れた有価証券の市場規模が小さく取引量が少ない場合や市場が急変した場合、当該有価証券を希望する時期や価格で売却できないことがあり、基準価額の下落要因となる場合があります。



カントリーリスク

新興国の金融市場は先進国に比べ、安定性、流動性等の面で劣る場合があり、政治、経済、国家財政の不安定要因や法制度の変更等に対する市場感応度が大きくなる傾向があります。これに伴い、投資資産の価格が大きく変動することや投資資金の回収が困難になることがあります。



外国の税制変更リスク

インド株式の売却益等に関し、保有期間に応じてキャピタルゲイン税等が課されます。これらは当ファンドが投資対象とする外国投資法人(以下、「投資先ファンド」といいます。)が負担します。投資先ファンドの設定国および投資対象国において、税金の取扱いにかかる関連法令・制度等は将来変更されることがあります。基準価額の下落要因となる場合があります。

(注)基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスクや取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(流動性の極端な減少等)があるときは、購入・換金のお申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付けを取消すことがあります。
- 分配金は計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。投資者のファンドの購入価額によっては、支払われた分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- インドの株式には、外国投資家の保有比率の制限があります。したがって、外国投資家の保有比率の状況によっては運用上の制約を受ける場合があります。なお、インドの制度等は変更される場合があります。

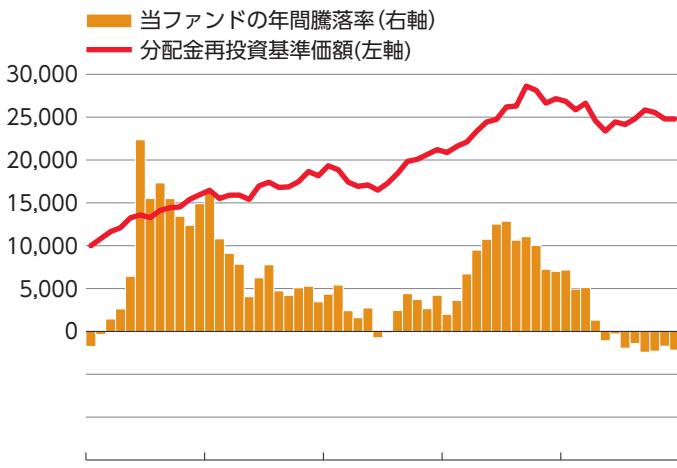
リスクの管理体制

- 委託会社では、運用部門において投資対象ファンドにおける運用状況の確認および投資リスク等のフロント・モニタリングを行うとともに、投資対象ファンドの運用会社等に対して運用状況に関する定期的な報告を求めてています。さらに、運用部門から独立した部署が、当ファンドの投資ガイドライン等の遵守状況等のチェックを行います。また、リスク・コンプライアンス委員会は当ファンドのリスク全般の管理を行います。
- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や態勢について監督します。

《参考情報》

■ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

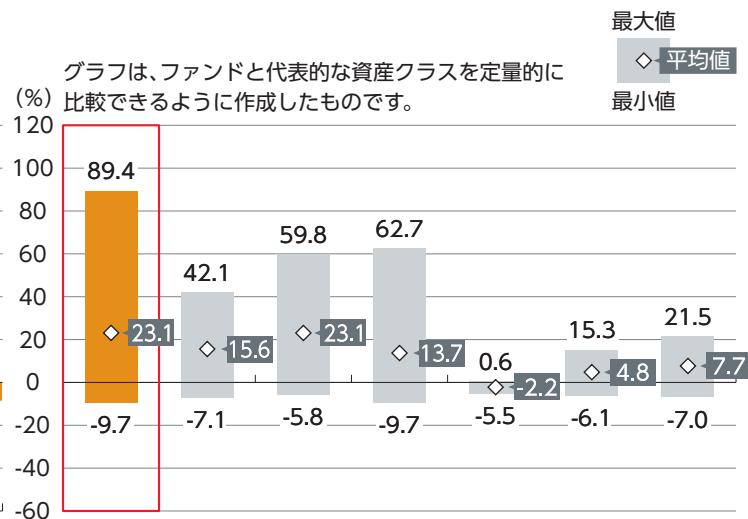
2020年10月末～2025年9月末



2020年10月 2021年9月 2022年9月 2023年9月 2024年9月 2025年9月

■ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2020年10月末～2025年9月末



※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年10月末を10,000として指数化しております。
※年間騰落率は、2020年10月から2025年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※2020年10月から2025年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
※決算日に対応した数値とは異なります。
※当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<各資産クラスの指標>

| | | |
|------|--|---|
| 日本 株 | 配当込みTOPIX | 配当込みTOPIXは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、配当込みTOPIXの指標値及び同指標に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社の知的財産です。 |
| 先進国株 | MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース) | MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指標で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。 |
| 新興国株 | MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース) | MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指標で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。 |
| 日本国債 | NOMURA-BPI国債 | NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指標です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。 |
| 先進国債 | FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) | FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指標です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。 |
| 新興国債 | JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース) | JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指標です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。 |

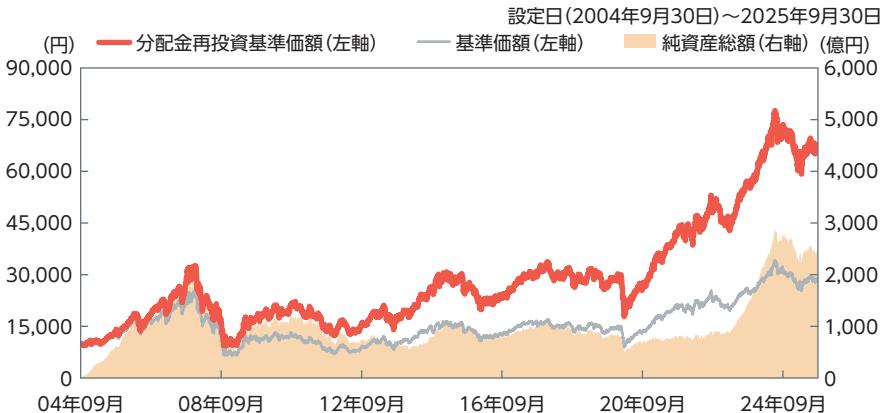
代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指標について

騰落率は、データソースが提供する各指標をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

(注)海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

3 運用実績

■基準価額・純資産の推移



※基準価額は、信託報酬控除後の数値です。

※分配金再投資基準価額は、信託報酬控除後かつ税引前分配金を全額再投資したものとして計算しています。

2025年9月30日現在

| | |
|-------|-----------|
| 基準価額 | 28,084円 |
| 純資産総額 | 2,407.4億円 |

■分配の推移

| 決算期 | 分配金 |
|----------|---------|
| 2025年 9月 | 0円 |
| 2024年 9月 | 1,000円 |
| 2023年10月 | 1,000円 |
| 2022年 9月 | 1,000円 |
| 2021年 9月 | 1,000円 |
| 設定来累計 | 14,000円 |

※分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。

■主要な資産の状況

| 組入資産 | 比率(%) |
|---|-------|
| イーストスプリング・インベストメンツ・インディア・エクイティ・オープン・リミテッド | 97.8 |
| イーストスプリング国内債券ファンド(国債)追加型I(適格機関投資家向け) | 0.2 |
| 現金・その他 | 2.0 |

※比率は、純資産総額を100%として計算しています。四捨五入の関係上、合計値が100%にならないことがあります。

「イーストスプリング・インベストメンツ・インディア・エクイティ・オープン・リミテッド」の状況

資産別組入状況

| 資産の種類 | 比率(%) |
|---------|-------|
| 現物株式 | 100.9 |
| デリバティブ等 | 0.0 |
| 現金・その他 | -0.9 |

組入上位10業種

| 業種 | 比率(%) |
|---------------|-------|
| 1 銀行 | 23.1 |
| 2 エネルギー | 10.9 |
| 3 自動車・自動車部品 | 8.9 |
| 4 ソフトウェア・サービス | 8.5 |
| 5 金融サービス | 6.7 |
| 6 素材 | 6.2 |
| 7 公益事業 | 5.3 |
| 8 資本財 | 4.0 |
| 9 不動産管理・開発 | 4.0 |
| 10 電気通信サービス | 3.9 |

組入上位10銘柄

| 銘柄 | 業種 | 比率(%) |
|-------------------|-------------|-------|
| 1 HDFC銀行 | 銀行 | 8.4 |
| 2 リライアンス・インダストリーズ | エネルギー | 8.2 |
| 3 ICICI銀行 | 銀行 | 6.7 |
| 4 インフォシス | ソフトウェア・サービス | 5.3 |
| 5 アクシス銀行 | 銀行 | 4.0 |
| 6 ラーセン&トゥプロ | 資本財 | 3.2 |
| 7 バルティ・エアテル | 電気通信サービス | 3.1 |
| 8 バージャジ・フィンサーブ | 金融サービス | 2.6 |
| 9 ナショナル・サーマルパワー | 公益事業 | 2.5 |
| 10 グラシム・インダストリーズ | 素材 | 2.5 |

※比率は、「イーストスプリング・インベストメンツ・インディア・エクイティ・オープン・リミテッド」の純資産総額を100%として計算しています。

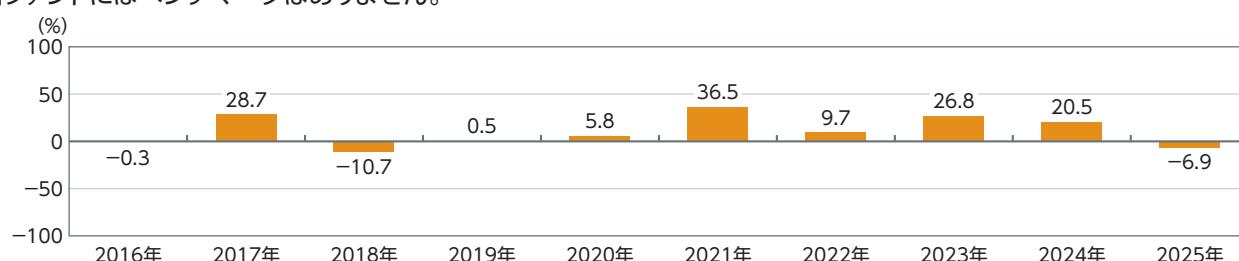
※「資産別組入状況」の現金・その他には未収・未払金が含まれます。

※業種区分は、原則としてMSCI/S&P GICSに準じています(一部当社判断に基づく分類を採用)。なお、GICSに関しての知的財産権は、MSCI Inc.およびS&Pにあります。

※銘柄名は、当社が翻訳したものであり、発行体の正式名称と異なる場合があります。

■年間收益率の推移

※当ファンドにはベンチマークはありません。



※年間收益率は、税引前分配金を全額再投資したものとして計算しています。

※2025年は、9月末までの收益率です。

※最新の運用実績は別途、委託会社のホームページでご確認いただけます。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

4 手続・手数料等

お申込メモ

| | |
|-------------------|--|
| 購入単位 | 販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。 詳細はお申込みの販売会社にお問い合わせください。 |
| 購入価額 | お申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 |
| 購入代金 | お申込みの販売会社の定める日までにお支払いください。 |
| 換金単位 | 販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。 |
| 換金価額 | 換金の受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額とします。 |
| 換金代金 | 換金の受付日から起算して原則として7営業日目からお支払いします。 |
| 購入・換金申込受付不可日 | 営業日が以下①～③の日のいずれかにあたる場合は購入・換金のお申込みはできません。 ①インドの金融商品取引所の休場日 ②シンガポールの銀行休業日 ③モーリシャスの銀行休業日 |
| 申込締切時間 | 原則として午後3時30分までに、購入・換金の申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの を当日の申込受付分とします。 なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細はお申込みの販売会社にお問い合わせ ください。 |
| 購入の申込期間 | 2025年12月26日から2026年6月30日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。 |
| 換金制限 | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。 |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・ 換金のお申込みの受付けを中止すること、すでに受けたお申込みの受付けを取消すこと、またはその両 方を行うことがあります。 |
| 信託期間 | 無期限(2004年9月30日設定) |
| 繰上償還 | 以下のいずれかにあたる場合には、受託会社と合意のうえ、繰上償還を行うことがあります。 ①受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合 ②受益者のため有利であると認める場合 ③やむを得ない事情が発生した場合 |
| 決算日 | 毎年9月30日(休業日の場合は翌営業日) |
| 収益分配 | 原則として年1回の決算時に収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合 は、収益分配を行わないこともあります。 また、受益者と販売会社との契約によっては、税金を差引いた後、無手数料で収益分配金の再投資が可能 です。 |
| 信託金の限度額 | 5,000億円 |
| 公告 | 日本経済新聞に掲載します。 |
| 運用報告書 | 委託会社は、年1回の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益 者に交付します。 |
| 課税関係 | 課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用 対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異 なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 益金不算入制度および配当控除の適用はありません。 |
| 基準価額の新聞掲載 | 原則として、翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に「インド株」として掲載されます。 |

ファンドの費用・税金

<ファンドの費用>

投資者が直接的に負担する費用

| | |
|---------|--|
| 購入時手数料 | 3.85%(税抜3.5%)を上限 として販売会社がそれぞれ別に定める率を、お申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。 購入時におけるファンドや関連する投資環境の説明および情報提供、購入に関する事務手続き等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。 |
| 信託財産留保額 | 換金の受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額とします。 |

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| | | | | |
|--------------------|--|--|---|--|
| 運用管理費用 (信託報酬等) | 当ファンド① | 純資産総額に対して年率1.3497%(税抜1.227%)計算期間を通じて毎日費用として計上され、日々の基準価額に反映されます。信託財産からは毎計算期間の最初の6ヶ月終了日(当該終了日が休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了時に支払われます。 | 信託報酬= 運用期間中の基準価額×信託報酬率 | |
| | | <当ファンド①の配分> | | |
| | | 委託会社 年率0.5500%(税抜0.500%) | 委託した資金の運用の対価 | |
| | | 販売会社 年率0.7700%(税抜0.700%) | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価 | |
| | | 受託会社 年率0.0297%(税抜0.027%) | ファンドの運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価 | |
| 投資対象とする 投資信託証券② | | 年率0.60%程度 | | |
| 実質的な負担 (①+②) | | 年率1.9497%程度(税込) | | |
| その他の費用・ 手数料 | 信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用等)は、純資産総額に対して年率0.10%を上限とする額が毎日計上され、日々の基準価額に反映されます。信託財産からは毎計算期間の最初の6ヶ月終了日(当該終了日が休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了時に支払われます。また、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等についても信託財産から支払われます。 「その他の費用・手数料」は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を表示することができません。 | 監査費用： 監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 | | |
| | | 売買委託手数料： 有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 | | |
| | | 保管費用： 有価証券等の保管等のために海外銀行に支払う費用 | | |

※投資者のみなさまが負担する費用の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

<税金>

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時 期 | 項 目 | 税 金 |
|-------------------------|----------|--|
| 分 配 時 | 所得税及び地方税 | 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315% |
| 換 金(解 約) 時 及 び 償 還 時 | 所得税及び地方税 | 譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※上記は、2025年9月末現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
※法人の場合は上記とは異なります。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

《参考情報》ファンドの総経費率

対象期間：2024年10月1日～2025年9月30日

| 総経費率(①+②) | ①運用管理費用の比率 | ②その他費用の比率 |
|-----------|------------|-----------|
| 1.76% | 1.35% | 0.41% |

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※その他費用は、投資先ファンドが支払った費用を含みます。

※投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

MEMO

(本ページは目論見書の内容ではございません。)

MEMO

(本ページは目論見書の内容ではございません。)

このページの下記情報は、株式会社三井住友銀行からのお知らせです。
(このページの以下の記載は目論見書としての情報ではございません)

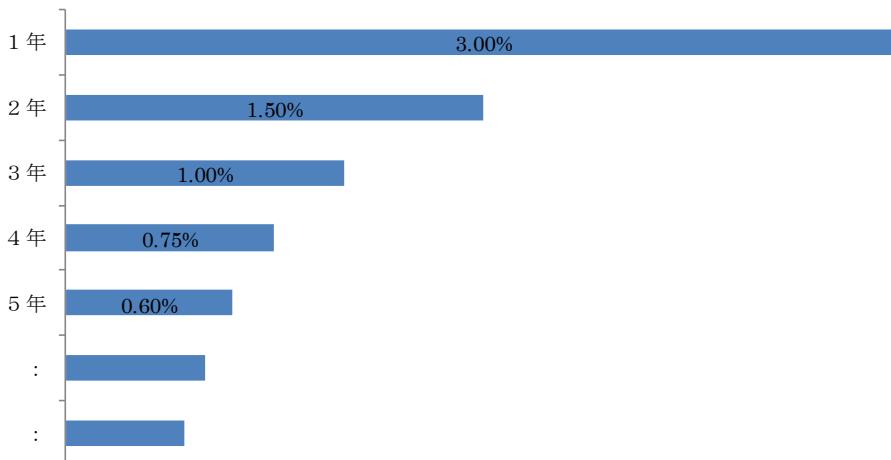
購入時手数料に関するご説明

■投資信託の購入時手数料は、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

例えば、購入時手数料が3%（税抜）の場合

【保有期間】

【1年あたりのご負担率（税抜）】



※投資信託によっては、購入時手数料を頂戴せず、ご解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。

実際の手数料率や残存期間等の詳細は目論見書又は販売用資料（リーフレット）等でご確認ください。

投資信託をご購入いただいた場合には、上記の購入時手数料のほか、信託報酬等をご負担いただきます。

また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。

目論見書補完書面（投資信託）

投資信託をご購入の際は、以下と目論見書の内容をよくお読みください。

利益相反の可能性の情報提供に関するご説明

■当ファンドのお取引に関し、以下の事項があることにより、当行とお客さまとの利益が相反するおそれがあります。

- ・当行は、当ファンドを販売することにより、目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬を受領いたします。

このページの下記情報は、株式会社三井住友銀行からのお知らせです。

(このページの以下の記載は目論見書としての情報ではございません)

目論見書補完書面（投資信託）

投資信託をご購入の際は、この書面と目論見書の内容をよくお読みください。

■投資信託（ファンド）のお取引にあたり特に重要な事項

- ・本ファンドは預金と異なり、元本が保証されているものではありません。
- ・本ファンドにおける運用会社（委託者等）が行う運用等により生じた損益は、すべてご購入された投資家（受益者）に帰属します。投資家（受益者）は、収益分配金、償還金、換金（解約）に対する請求権を有します。
- ・ファンドは、主に有価証券等（株式や債券等）を投資対象としています。ファンドの基準価額（純資産総額）は、組み入れる有価証券等を日々時価評価して算出されますので、基準価額の下落により投資元本を割り込むおそれがあります。

■書面による解除（クーリング・オフ）

本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

■本ファンドに係る契約および販売会社の概要

- ・ファンドの信託期間は、信託約款で定められています。信託期間は、委託者等の所定の手続により延長、または短縮される場合があります。
- ・当行は、本ファンドの販売会社として、募集の取扱および販売等に関する事務を行います。

| | |
|-------------------------|--|
| 商号等 | 株式会社三井住友銀行（登録金融機関）関東財務局長（登金）第54号 |
| 本店所在地 | 〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号 |
| 設立年月日 | 平成8年6月6日 |
| 加入協会 | 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 |
| 当行の苦情処理措置及び紛争解決措置 | 一般社団法人全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターを利用 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター 連絡先 電話番号 0120-64-5005 |
| 対象事業者となっている認定投資者保護団体の有無 | 無 |
| 主な事業 | 銀行業務・登録金融機関業務 |
| 当行が行う登録金融機関業務の内容及び方法の概要 | ・国債証券等のディーリング業務、投資信託受益証券等の窓口販売業務 ・短期有価証券及び短期社債等、資産金融型有価証券の売買等 ・私募の取扱い業務、金融商品仲介業務 ・店頭デリバティブ取引 |
| 連絡先 | 三井住友銀行コールセンターまたはお取引のある支店までご連絡ください。 三井住友銀行コールセンター 0120-431-952 |

※より詳細な当行の概要は、店頭またはインターネット（www.smbe.co.jp）に備えるディスクロージャー（開示資料）をご覧ください。

■「イーストスプリング・インド株式オープン」の三井住友銀行でのお取引条件について

- 購入時手数料（消費税込）は、購入代金《購入金額（購入価額〔1口当たり〕×購入口数）に購入時手数料（消費税込）を加算した額》に応じて、以下の手数料率を購入金額に乗じて得た額となります。

| | 購入代金 | 手数料率 |
|--------|---------------------------------------|---|
| 購入時手数料 | 1,000万円未満 1,000万円以上 1億円未満 1億円以上 | 3.30%（税抜 3.00%） 2.75%（税抜 2.50%） 2.20%（税抜 2.00%） |

※「分配金自動再投資型」において、収益分配金の再投資により取得する口数については、購入時手数料はかかりません。
※別に定める場合はこの限りではありません。

- 購入単位（購入代金の単位）は以下の通りとなります。

| | |
|-----------|-------------|
| 当初購入の場合 | 20万円以上 1円単位 |
| 追加購入の場合 | 1万円以上 1円単位 |
| 投信自動積立の場合 | 1万円以上 1千円単位 |

※当ファンドの保有残高がある場合は「投信自動積立」をすでに申込の場合を「追加購入」といいます。